

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当
 [表 略]
 [キ〜ケ 略]
 備考 [1〜6 略]
 7 「ウ 級別職員数」の「級別の基準となる職務」は、原則として、当該会計における最も代表的な職務の職員に適用される給料表に係る職務について作成すること。
 [8〜10 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当
 [表 同左]
 [キ〜ケ 同左]
 備考 [1〜6 同左]
 7 「ウ 級別職員数」の「級別の標準的な職務内容」は、原則として、当該会計における最も代表的な職務の職員に適用される給料表に係る職務について作成すること。
 [8〜10 同左]

附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、予算に関する説明書様式（第十五条の二関係）
 ○法務省令第十五号
 不動産登記嘱託職員を指定する府令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十一年三月二十九日 法務大臣 山下 貴司
 不動産登記嘱託職員を指定する府令の一部を改正する省令
 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、不動産登記嘱託職員を指定する府令（昭和二十四年法務府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
不動産登記嘱託職員を指定する府令を次のように定める。 不動産登記嘱託職員を指定する府令 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。 [略] [保護観察所長] [矯正研修所長] [出入国在留管理庁長官] [入国者収容所長] [地方出入国在留管理局長] [略]	不動産登記嘱託職員を指定する府令を次のように定める。 不動産登記嘱託職員を指定する府令 法務省所管の不動産登記嘱託職員として次の職員を指定する。 [同上] [保護観察所長] [入国者収容所長] [地方入国管理局長] [矯正研修所長] [同上]

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
 ○法務省令第十六号

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百七十一条第二項及び第七百七十条第三項の規定に基づき、商法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十一年三月二十九日 法務大臣 山下 貴司

給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。
 商法施行規則の一部を改正する省令

商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 商人（第三条） 第三章 商業帳簿（第四条―第八条） 第四章 匿名組合（第九条） 第五章 仲立営業（第十条・第十一条） 第六章 運送営業等（第十二条・第十三条） 附則 （定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 [一〜四 略] 五 電磁的方法 商法第五百七十一条第二項に規定する電磁的方法をいう。 （結約書等の作成） 第十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。以下この章において同じ。）は、商法第五百四十六条第一項に規定する結約書の作成及び同法第五百四十七条第一項の帳簿の作成とする。 [2・3 略]	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 商人（第三条） 第三章 商業帳簿（第四条―第八条） 第四章 匿名組合（第九条） 第五章 仲立営業（第十条・第十一条） 附則 （定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 [一〜四 同上] [号を加える。] （結約書等の作成） 第十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。以下この章において同じ。）は、商法第五百四十六条第一項の書面の作成及び同法第五百四十七条第一項の帳簿の作成とする。 [2・3 同上]

第六章 運送營業等

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第十二条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者(次項において「提供者」という)は、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 一 商法第五百七十一条第二項
- 二 商法第七百七十条第三項

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
 - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

「章を加える。」

「条を加える。」

- ハ 送信者が使用するファクシミリ装置と受信者が使用するファクシミリ装置とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法
- 二 前号イ又はロに掲げる方法を使用する場合にあつては、ファイルへの記録の方法

(電磁的方法)

第十三条 商法第五百七十一条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 - 三 送信者が使用するファクシミリ装置と受信者が使用するファクシミリ装置とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法
- 2 前項第一号又は第二号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則 この省令は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。